

【概要】

○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

機構から国の機関等、都道府県知事等、市町村等若しくは準法定事務処理者又は都道府県知事から都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関若しくは都道府県準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供は電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定めるものとする。

○電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示

附票連携システムに求められる環境及び設備並びに具体的な運用方法等について、住基ネットと同様の規定を整備する。

○住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令

住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定めるものとする。

○住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知に係る電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準

住民票記載事項通知、戸籍照合通知及び本籍転属通知は、コミュニケーションサーバーを使用して行うものとする。

○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

住民基本台帳法に基づく準法定事務のうち総務省令で定めるものは、以下のとおり定めるものとする。

- (1)生活に困窮する外国人に対する保護の実施
- (2)地域優良賃貸住宅の管理
- (3)ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施
- (4)肝炎治療特別促進事業の実施
- (5)肝がん・重度肝硬変治療研究事業の実施
- (6)高等学校等学び直し支援金の支給(国立)
- (7)高等学校等学び直し支援金の支給
- (8)高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給

(9) 高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給

(10) 高等学校等専攻科修学支援金の支給(国立)

(11) 高等学校等専攻科修学支援金の支給

(12) 特定疾患治療研究事業の実施

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

デジタル社会整備法、マイナンバー法等の一部改正法により追加された住基ネットが利用可能な国家資格関係事務等の具体的な内容を規定する。